小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版I

なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　日づけ：＿＿＿＿＿＿

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 子どもに（　　）を受けさせることは国民の三つの義務の一つである
ア 三権分立　イ 教育　ウ 復興

(2) 戦争を二度としないという憲法の原則を（　　）という
ア 平和主義　イ 任命　ウ 不信任

(3) 日本国憲法は（　　）5月3日に施行された
ア 18さい　イ 15人　ウ 1947年

(4) 5月3日の（　　）は憲法が施行された日である
ア 憲法記念日　イ 復興　ウ 世論

(5) 働く義務のことを（　　）の義務という
ア 司法　イ 解散　ウ 勤労

(6) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である
ア 司法　イ 弾劾裁判　ウ 象徴

(7) 衆議院には（　　）があるが、参議院にはない
ア 三審制　イ 解散　ウ 選挙

(8) 国会が作る国のきまりを（　　）という
ア 裁判員制度　イ 法律　ウ 国事行為

(9) 自衛隊の管理は（　　）が担当する
ア 委員会　イ 防衛省　ウ 衆議院

(10) 外国との関係の仕事は（　　）が担当する
ア 外務省　イ 選挙管理委員会　ウ 市役所

(11) 国民が裁判に参加する制度を（　　）という
ア 選挙権　イ 裁判員制度　ウ 弾劾裁判

(12) 裁判の最後に裁判官が（　　）を言いわたす
ア 判決　イ 二院制　ウ 条約

(13) 裁判はだれでも見られるように、原則として（　　）で行われる
ア 非核三原則　イ 公開　ウ 普通選挙

(14) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる
ア 三審制　イ 司法　ウ 世論

(15) 国会はふさわしくない裁判官をやめさせる（　　）を行う
ア 条約　イ 象徴　ウ 弾劾裁判

(16) 政治について同じ考えの人たちが作る団体を（　　）という
ア 政党　イ 最高裁判所　ウ 国土交通省

(17) 選挙で候補者の名前を書いた紙を箱に入れることを（　　）という
ア 任命　イ 投票　ウ 解散

(18) 都道府県の政治の責任者は（　　）である
ア 裁判官　イ 知事　ウ 内閣総理大臣

(19) 地域の大切な問題で（　　）が行われることがある
ア 住民投票　イ 選挙　ウ 二院制

(20) 市や都道府県が独自に作るきまりを（　　）という
ア 裁判員制度　イ 投票　ウ 条例

小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版Iの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 子どもに（　　）を受けさせることは国民の三つの義務の一つである　イ
ア 三権分立　イ 教育　ウ 復興

(2) 戦争を二度としないという憲法の原則を（　　）という　ア
ア 平和主義　イ 任命　ウ 不信任

(3) 日本国憲法は（　　）5月3日に施行された　ウ
ア 18さい　イ 15人　ウ 1947年

(4) 5月3日の（　　）は憲法が施行された日である　ア
ア 憲法記念日　イ 復興　ウ 世論

(5) 働く義務のことを（　　）の義務という　ウ
ア 司法　イ 解散　ウ 勤労

(6) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である　ウ
ア 司法　イ 弾劾裁判　ウ 象徴

(7) 衆議院には（　　）があるが、参議院にはない　イ
ア 三審制　イ 解散　ウ 選挙

(8) 国会が作る国のきまりを（　　）という　イ
ア 裁判員制度　イ 法律　ウ 国事行為

(9) 自衛隊の管理は（　　）が担当する　イ
ア 委員会　イ 防衛省　ウ 衆議院

(10) 外国との関係の仕事は（　　）が担当する　ア
ア 外務省　イ 選挙管理委員会　ウ 市役所

(11) 国民が裁判に参加する制度を（　　）という　イ
ア 選挙権　イ 裁判員制度　ウ 弾劾裁判

(12) 裁判の最後に裁判官が（　　）を言いわたす　ア
ア 判決　イ 二院制　ウ 条約

(13) 裁判はだれでも見られるように、原則として（　　）で行われる　イ
ア 非核三原則　イ 公開　ウ 普通選挙

(14) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる　ウ
ア 三審制　イ 司法　ウ 世論

(15) 国会はふさわしくない裁判官をやめさせる（　　）を行う　ウ
ア 条約　イ 象徴　ウ 弾劾裁判

(16) 政治について同じ考えの人たちが作る団体を（　　）という　ア
ア 政党　イ 最高裁判所　ウ 国土交通省

(17) 選挙で候補者の名前を書いた紙を箱に入れることを（　　）という　イ
ア 任命　イ 投票　ウ 解散

(18) 都道府県の政治の責任者は（　　）である　イ
ア 裁判官　イ 知事　ウ 内閣総理大臣

(19) 地域の大切な問題で（　　）が行われることがある　ア
ア 住民投票　イ 選挙　ウ 二院制

(20) 市や都道府県が独自に作るきまりを（　　）という　ウ
ア 裁判員制度　イ 投票　ウ 条例